

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!

# 税のたより



## 税理士による 無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の税理士による、無料税務相談会を行います。相続税、贈与税に関する相談、税について分からないこと、事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用ください。

**とき** 8月8日(水)午後2時～4時(1人30分以内)

**ところ** 役場会議室

**申込方法** 事前の予約制で行っていますので、開催日の前日までに税務課へ電話でご予約ください。

### その他

- 申告書の作成に関する相談会ですので、税額に関する内容についてはお答えできない場合があります。また、申告書等の税務書類の作成も行いません。
- プライバシーは守られます。

**問合せ先** 役場 税務課

内線175・176



## 個人事業税第1期分の 納税をお忘れなく

個人事業税第1期分の納期限は、8月31日(金)です。

8月中旬に県から納税通知書を送りますので、次の方法で納付してください。

今年度から、納税通知書に第1期分と第2期分の納付書を同封して送付しますので、納付にあたっては納付書をお間違えのないように注意してください。

- お近くの県税事務所、金融機関やコンビニエンスストア(納付書の納付金額が30万円以下で、取扱期限内のものに限る)等での納付

- Pay-easy(ペイジー)に対応しているインターネットバンキングまたはATMを利用して納付

- インターネットでのクレジットカードによる納付

※領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の窓口で納付してください。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

また、納税には便利で安全な口座振替の制度もありますので、ご希望の方は口座を開設している

金融機関の窓口で手続きをしてください。

**問合せ先** 西尾張県税事務所  
県民税・事業税第2グループ

☎0586(45)3169

🌐 <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>

## 国民健康保険税の減額要件、 限度額が改正されました

地方税法施行令の改正に合わせて、本町でも国民健康保険税例の改正を行いました。

### 改正の概要

#### ① 減額対象となる

所得基準の引き上げ

国保税額算定の基礎となる世帯の合計所得が一定の基準以下の場合、所得に応じて人数にかかわらず均等割と世帯にかかる平等割が7割、5割、2割の割合で軽減されます。

今回の改正では、このうち5割と2割の軽減を判断する基準額を見直し、対象となる範囲を拡大しました。

**5割軽減** 前年所得合計が33万円+27万円×被保険者数以下の世帯が対象

↓27万5000円に改正

**8月の公民館ロビー展示**  
**平和パネル展**  
 8月1日(水)～15日(水)  
 ●社会教育課

**ドキどきはるっこ探検隊展**  
 8月16日(木)～31日(金)  
 ●社会教育課

※日程は都合により変更する場合がありますのでご了承ください。

**2割軽減** 前年所得合計が33万円+49万円×被保険者数以下の世帯が対象  
 ↓50万円に改正  
 ※軽減判定所得には、被保険者全員の所得に加えて、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含まれます。被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含みません。

**②課税限度額の引き上げ**  
 基礎(医療)分を4万円引き上げました。  
 基礎(医療)分 54万円↓58万円

**問合せ先** 役場 保険医療課  
 内線170

皆様のご応募  
お待ちしております!

## 交通安全標語を募集します



交通安全推進協議会と女性運転者友の会では、交通安全事業の一環として「交通安全標語」を募集します。

入賞作品は、広報おおはるに掲載するなど、各種の交通安全啓発活動に活用させていただきます、交通事故防止に役立てたいと思います。

アイデアいっぱいのユニークな標語や車を運転する方の心に訴えるような標語をお待ちしています。

**応募方法** 下記の応募用紙に必要事項を記入の上、役場都市整備課まで提出してください。

**応募締切** 8月10日(金)

**その他** 入賞作品は表彰を行い、応募者全員に粗品を贈呈します。

※標語は3点までとします。

**問合せ先** 役場 都市整備課 内線155

(切り取り線)

### 交通安全標語 応募用紙

氏名			電話番号	( ) -
住所	大治町大字 字			
標語記載欄	●			
	●			
	●			